

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和3年4月27日付返還金決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分は違法又は不当である旨主張しているものと解される。

2020年11月末頃、保護申請に行った際、担当の人は借金があれば保護を受けられないと言われ、借金をなくすように言われました。その後、娘に連絡し、これが最後ということで、11月30日に30万円借りました。12月1日に〇〇に218,881円を支払い、娘に82,120円返しました。

その後、今年の4月頃に新しい担当者になり、その方から30万円の口座入金があり、所得である事を言われました。

私としては、借金を返してから来てくださいと言われたので、まだ保護は受けられないと思いました。区役所からは11月24日から保護になっていますが、この時点ではまだ保護を受けられるか不明

でした。

担当者の言いなりに動いた事が、所得になる事は絶対に認められません。担当者がもう少し親身に相談に乗ってくれば、こんな事はなかったと思います。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3年12月22日	諮問
令和 4年 2月25日	審議（第64回第2部会）
令和 4年 3月22日	審議（第65回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

## (2) 収入認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第8・3・(2)・イ・(ア)によれば、収入の認定における指針として、他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定することとされている。

## (3) 費用返還

### ア 費用返還義務

法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

### イ 自立更生免除

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除しても差し支えない。」とし、「④当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」とし（以下、この取扱いを「自立更生免除」という。）、ただし、「(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」等は自立更生の範囲には含まれないとしている。

(4) 次官通知及び課長通知は、いずれも地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

## 2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、令和 3 年 4 月 23 日、収入申告書に添付されていた請求人の預金通帳の写しから、本件入金 301,000 円を発見し、請求人に説明を求めたところ、親族からの入金であり、借金の返済に充てた残りを親族に返金した旨を聞き取ったことが認められる。

そこで、処分庁は、当該通帳の写しから返金の事実が明らかであることから、本件入金から返金分 82,120 円を控除した 218,880 円を返還対象額とする本件処分を行ったことが認められる。

この 218,880 円は、請求人の収入であり、社会通念上収入として認定することを相当としないものに当たらないから、収入認定の対象となり（1・(2)）、法 63 条が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当する。また、保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額は、自立更生免除の対象とならないのであるから（1・(3)・イ）、本件処分は、上記 1 の法令等の規定に基づき行った適正なものといふことができ、違算等の事実も認められない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 3 請求人は上記第 3 のとおり、借金があれば保護を受けられないと職員に言われたので、まだ保護は受けられないと思い、娘から援助を受け、借金を返済した旨を主張し、本件処分の違法・不当を主張する。

しかし、請求人は、令和 2 年 11 月 24 日に、保護申請書を提出し、しおりにより、生活保護制度の説明を受け、説明・確認書に同日付けで署名・押印しているのであるから、処分庁が保護を要すると判定した場合に、保護が開始されることは想定できたはずである。したがって、請求人が保護は受けられないと思ったとしても、それは内心の問題であり、保護申請を撤回するなどの行動を取らないかぎり、保護を

受ける可能性はあったものである（そして、保護が開始されると、すべての収入について申告が必要であることは、しおりに記載されていた。）。

そして、本件入金が保護開始後に行われたものである以上、それによって生じた資力について返還を求めた本件処分は、上記 2 で述べたとおり、違法又は不当な点は認められないものである。

したがって、請求人の主張には、理由がないというほかはない。

なお、事務所の担当職員が、保護申請の際、請求人に対し、「借金があれば保護を受けられない」旨を述べたことを裏付ける資料は見受けられない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙（略）